

中国ソビエト区 (1931~1934) における

中国共産党の教育政策

中 島 勝 住

The Educational Policy of the Chinese Communist Party
in the “Chinese Soviet” Region (1931~1934)

NAKAJIMA Masazumi

はじめに

本論文は、1949年以前の中国共産党の政策のうち、特に解放後の諸政策に多くの影響を与えた解放区¹⁾とソビエト区²⁾にかかわる教育政策を検討する課題の一環をなすものである。解放区とソビエト区は、地域的に北方³⁾と南方⁴⁾との違いがあり、時期的には1934年10月から1935年10月までの「長征」を間に挟んでいる。政治状況としては、第二次国共合作期⁵⁾と国民党によるソビエト区包囲作戦時⁶⁾という違いがあるが、形式的には国民党支配下の中国において、原理的には独立国家の機能をもつ共産党支配地域を確立するという点で共通する歴史状況におかれていた。この二つの時期についての政治、経済分野における研究はいままでに多くなされてきている。しかし、教育分野での研究は非常に少なく、特にソビエト区に関するものはほとんど先行研究を見ることはできない⁷⁾。このような状況から本論文はソビエト区における教育政策の成立と内容を明らかにしようとするものである。

ソビエト区の教育についての研究が少ないのは、この時期の資料が極めて少ないことが第一の原因と考えられるが、ソビエト区が従来から第三次極左路線⁸⁾に支配されていたとして、中国で否定的に評価されていることも原因の一つであろう。とはいっても解放区での教育、また解放後の様々な教育を考える時、ソビエト区の教育は無視できないものがある。

またソビエト区は中国共産党結成以来初めて、広範な大衆と地域を背景としてその権力と支配力を日常的に行使することのできた一つの国家であった⁹⁾。この意味においては、後の解放区よりもより端的に中国共産党の教育に対する考え方や政策における特色がみられるのではないかと考えられる。

こうした認識に基づき本論文はソビエト区の教育を分析するが、その視点として後においてなされたソビエト区教育に対する評価を手がかりとする。

一つは、1945年の「若干の歴史的問題についての決議¹⁰⁾」(以下「歴史決議」とする)における「民主主義をとびこえた多くのいわゆる『階級路線』の政策、たとえば(中略)共産主義を内容とする国民教育を強調する政策、知識人に対する極左的な政策(中略)などを実行して、当面の革命の任務を歪曲し¹¹⁾」たというものである。もう一つは、斉藤秋男の「戦争の環境、農山村のたちおくれた生産経済のもとで、“無償の義務教育”政策は現実遊離の公式主義といわなくては

ならない¹²⁾」とした評価である。前者はその後の中国におけるソビエト区教育の研究が全て踏襲しているものであり、後者は「義務教育」という現中国にも存在しない概念に対する評価であるために分析の視点に据える。

これらの評価を指標として、本論文はソビエト区の教育政策を 1. 教育理念 2. 知識人政策 3. 義務教育制度から分析していくものである。なお本論文の対象となる時期は、1931年11月7日の中華ソビエト共和国成立から1934年1月の第2回全国ソビエト代表大会までとする。1934年1月以降は、実質的に江西省のソビエト区は崩壊に向かう。

1. 教育理念

中国共産党はソビエト期を通じ、党の任務を「中国のブルジョア民主主義革命を指導することである¹³⁾」とするが、政策上においては「資本主義の発展を制限し社会主義に向かう経済政策¹⁴⁾」を採用するなど、多分に「将来はこの革命を指導して社会主義革命に転化させる¹⁵⁾」ことに重点を置いていたようである。「歴史決議」が述べる「『階級路線』の政策」が、これらの政策の延長線上にあるのは明らかであろう。

ソビエト区教育に対する中国共産党の理念は、1933年4月15日の「中央政府・中央教育人民委員会訓令」（以下「4.15訓令」とする）に見ることができる。これは、「ソビエト区の現在の文化教育の任務は、教育と学習によって大衆に階級的自覚を持たせ、文化的・政治的水準を高め、古い社会の思想と習慣を打破し、戦争に参加させ、階級闘争を深め、ソビエト各方面の建設に参加させ、ソビエト運動を勝ち取ることによって全中国の勝利を導くことである¹⁶⁾」と述べ、階級的自覚の覚醒と階級闘争の深化、「反封建・反迷信闘争」の強化を主張するものであった。

この「4.15訓令」が出されるまでにはソビエト区のエデュケーションはかなりの普及と発展をとげ¹⁷⁾、特に小学校の発展が目覚ましかったことを毛沢東は1932年11月7日に報告している¹⁸⁾。これらの発展の根拠は1931年11月7日の「憲法大綱」にある。これは、労働者・農民の教育を受ける権利を保証すること、革命戦争の許容範囲内で無償の初級教育を実施すること、その第一の対象としての勤労青年をソビエト区の新戦力とすべきことを謳っている¹⁹⁾。しかし、この中に「歴史決議」が批判する視点を見出すことはできないし、教育理念にしてもソビエト区独自のものとはいえない。この意味において、先にあげた「4.15訓令」がその後のソビエト区のエデュケーションをめぐる論議の出発点となっていると考えられる。

さて、「4.15訓令」において階級的自覚の覚醒と階級闘争の深化が求められたのは、当時の教育が陥っていた状況を打破するためであった。1933年春のものと思われる「閩浙贛ソビエト文化工作決議案」によれば、過去の文化教育工作は戦争の動員手段としての教育の役割を軽視し、さらには戦争に文化は不必要だ²⁰⁾とするいわゆる「教育不要論²¹⁾」を主張した。つまり、戦争という状況にあって最も重要なポイントであった政治的自覚、階級性の獲得に果たす教育の役割を認めないということである。そこでこの「決議案」は今後の文化教育の総方針として、「大衆に階級的政治的教育を行ない、大衆の革命戦争に対する情熱、戦争に勝利する確信と決意を持たせること²²⁾」をあげている。これは、教育と革命戦争の結合を軽視することと「教育不要論」とがともに階級教育の欠如であることを意味するものであり、先の「4.15訓令」が出された背景を

説明するものである。

ところが9月になると、「4.15訓令」が強調した「反封建・反迷信闘争」に対して批判が相ついでにおこった。9月9日に洛甫²³⁾は、「ソビエト政権の文化教育政策を論ず」と題する論文(以下、洛甫論文とする)の中でまず「教育不要論」を日和見主義だと決めつけたうえで、ソビエト政権の文化教育は封建時代の教育でもブルジョア階級の教育でもなく、プロレタリア階級の教育すなわちマルクス・レーニン主義の教育、共産主義の教育である²⁴⁾とした。更に彼は、共産主義の教育でソビエト大衆を教育することは、革命戦争の妨げにはならないし逆に勝利の必要条件だ²⁵⁾と主張することによって、積極的に共産主義の教育を強調した。

このように、革命戦争に対する必要性からであっても、共産主義の教育という理念をソビエト区教育の方針としていくことによって、彼の主張は「4.15訓令」による教育の範囲をこえることになった。それは彼が、「日和見主義者たちは、現在の中国革命の段階上、我々の文化教育をブルジョア階級の教育であるとし、反封建・反迷信等のブルジョア階級の教育上のことに限ってしまうように企てている²⁶⁾」と述べ、「4.15訓令」に対して社会主義的要素の欠如を批判したことで明らかである。

「歴史決議」がのちに批判した「共産主義を内容とする国民教育」とは、この洛甫論文の「共産主義の教育」という主張を指しているのはいうまでもない。確かに洛甫はソ連留学派で、後の評価によれば第三次極左路線の誤りをおかしたとされる王明グループ²⁷⁾の一人である。しかし洛甫論文の直後の9月15日に、洛甫論文とほぼ同じ内容の「過去の教育工作は教育方針が明確ではなく、共産主義の教育を行なう任務を実行しないで、教育工作をブルジョア階級の民主的任務の範疇に限っていた²⁸⁾」とする、「4.15訓令」を名指して批判した「中央人民委員会訓令17号」(以下「9.15訓令」とする)が、ソビエト主席団(主席は毛沢東²⁹⁾)名で出ている。この事実からすると、この時期に「共産主義の教育」を行なうことを主張することは一般的であったと考えてもよいだろう。

こうして教育理念の面においても、ここに到って、「社会主義革命に転化させる」ことを重視するソビエトの性格が強調されることになった。「歴史決議」が指摘するように、明らかにソビエト区のエデュケーションはブルジョア民主主義革命の範疇をこえることになった。これはまた、国民党との内戦という状況の中では、戦争と階級闘争との密接な関係を必然とするという現実的認識によって一層増幅された。つまり、ここで述べられた「共産主義の教育」とは、具体的な内容と政策を伴ったものではなく、あくまで大衆の階級的自覚の覚醒を促し、戦争に勝利し革命を進行させることへの理念としての役割を強調するものであった。したがって、共産主義の教育の主要目的はソビエト建設のための共産主義思想を身につけた新しい人材を養成することであり、そのための最大の課題は初等教育と社会教育を充実させることであった。

このような「4.15訓令」批判から始まったソビエト区教育の新たな理念をめぐる動きは、1933年10月20日に開かれた第一回全国ソビエト教育大会³⁰⁾で決定的となった。大会決議の「現在の教育工作の任務」は、「労農民主独裁の共和国内における一切の教育工作は、全て階級闘争から出発しなければならない」、「ソビエト区の教育は共産主義の教育でなければならない³¹⁾」とし、洛甫論文と「9.15訓令」の主張を全面的に受け継いだものとなっている。

教育大会では、この決議を受け凱豊が「ソビエト文化教育政策³²⁾」という報告を行なった。

凱豊は革命段階と教育との関係について、「ソビエト政権は、現在の段階では労農民主独裁であるとはいえ、その発展の前途には社会主義の道があり、最終目的は階級の無い搾取の無い共産主義社会である。したがって、ソビエト区の教育の基本原則は、共産主義の教育でなければならない³³⁾」と述べ、明らかに社会主義を前提にした教育方針を提起した。しかし、このように教育理念に共産主義を主張したうえで、「現在の革命段階でソビエト区教育の実施方針を決定する際には、我々は必ず内戦の状況とブルジョア民主主義革命の性質を考慮し、特にソビエト政権は経済的に比較的遅れた地域にあることを考慮しなければならない³⁴⁾」とも述べ、そのことから生ずる具体的政策を、ソビエトに対する正確な認識を与え、国民党との内戦の性格を正しく認識させ、それにとまなう階級的自覚を促し、それを発展させる階級闘争を深化させるという、いわば「階級教育」という形で主張した。

このように凱豊は、教育理念としての共産主義を強調する一方で、現実的状况との対応の中から「階級教育」を提起していることから理解できるように、理念と現実の遊離を引きおこさないように慎重な政策を主張した。「階級教育」という視点は、すくなくともすぐれて現実的な対応の中から生み出されたといえるのではないだろうか。

以上、「歴史決議」において「当面の革命の任務を歪曲し」たとされる「共産主義を内容とする国民教育」を当時の資料の中から摘出し、その背景との関連を中心に見てきた。そこで今一度その評価を検討してみると、共産主義の教育という概念が教育理念として持ち出されたのは9月9日の洛甫論文からである。それは「9.15訓令」、10月の教育大会などをへて次第に明確化されていった。

こうした共産主義の教育という理念が出てきた背景には、当時の中国共産党の路線の影響もあっただろうが、確乎たる教育理念が存在しないことが革命戦争という現実を与えるマイナス面を克服するためという要因があったことが考えられる。ソビエト区の教育は、大衆にこの戦争の意義を理解させ、戦争に立ちあがらせていくような教育でなければならなかった。なぜなら、この戦争は共産主義政党である中国共産党と反共政党である国民党との戦いであり、共産党が当面の革命段階をブルジョア民主主義と規定はしながらも、国民党との明確な違いを大衆の前に提示するには、イデオロギー上にもまた現実の政策上にも、共産主義という要素を明確にすることが必要であったからである。

さらにもう一つ重要な要因が考えられる。中国共産党は、1931年に全国に「抗日」を呼びかけてはいるが³⁵⁾、後の解放区におけるように、「抗日」それ自体がソビエト区内の政策決定の重大要因とはならなかった。ソビエト区は、戦場からは地理的にまだ遠く離れていたということもあり、解放区のように「抗日」という結集点が存在し得ず、そのため共産党の純粋なイデオロギーのみが強調されざるを得なかったのではなからうか。これと似たような構造を、1945年からの内戦の時期に次第に教育が「民営化」から「正規化」へと再整理されていった³⁶⁾ことの中に見ることができる。

更に留意すべきは、共産主義の教育という理念が、政策上においては決して空理空論としてあったわけではないということである。「階級教育」に代表される政策は、あくまで当時の戦争という現実状況の中から生み出されたのであり、その意味からすると、理念（共産主義）と政策（階級教育）は表裏一体のものであったと考えられる。

2. 知識人政策

ソビエト区の知識人政策は、当時のソビエト区が地理的に都市から遠く離れた文化的に非常に遅れた農山村にあったために知識人の数が少なく、それが深刻な教師不足を招いていたという状況との関連が大きい。ソビエト区はゲリラ戦に最も適した地理的環境の中で発展してきたため、そこに数多くの知識人を望むことはできなかつた。都市といっても、瑞金が最大である³⁷⁾。こうした事実からは、都市型知識人の存在も期待できなかつた。しかも、後の解放区に見られたように、北京、上海などの大都市から学生などの知識人が大量に流入する³⁸⁾ための条件も整ってはいなかつた。こうした状況にあって存在する数少ない知識人は、以前から教育を受け得る環境にあった地主、富農、資本家、官僚などの、ソビエト区にとっては程度の差こそあれ打倒の対象である階級出身者であった。ここでいう知識人政策とは、こうした旧来からソビエト区内に存在した知識人に対するものである。

ソビエト初期の知識人政策を推し量ることのできるものとしては、1933年3月頃のものと思われる江西ソビエトの「文化教育工作決議」があり、ここにはそれまでのソビエト区において知識人たちの置かれていた状況がよくあらわれている。それは、「各級の文化部組織は健全ではなく、工作状況も悪い。これは、文化人の人材不足との関連が大きい。過去の封建社会の知識人たちは、ソビエト区から逃亡したり、AB 団³⁹⁾に加入したりはしないまでも、恐れて表面に出てこない。彼等にも少しは革命性があるのだが、現在はその彼等を利用することもできず、新しい知識人を養成することもできないという状況にある」と述べている。「恐れて出てこない⁴⁰⁾」とは、弾圧を恐れているということである。この弾圧は革命の情熱が行き過ぎる現象にともなうものであり、その根底には旧時代の知識人は全て反革命であるとする認識がある。

さらに同時期の「閩浙贛ソビエト文化工作決議案」の中に、旧知識人たちによって文化教育工作が破壊され、特に師範学校では、彼等が校長、教師として反ソビエト的行為を行ない、小学校の教師養成に支障をきたさせ、それが小学校の創設に重大な影響を与えているとする、江西ソビエト区とは異なる状況を見ることができると述べている。そしてその対策としてあげられているのは、教師の資格検査を厳しくし、封建的、宗教的な教師を取り締まること⁴¹⁾であった。

つまり、この二種類の報告は表裏の関係をなしており、結果的には、教育の発展が停滞するか、教育が破壊されるかのどちらかにならざるを得なかつたことを物語っている。

9月になると、先の洛甫論文の中で、それまでの知識人政策批判と新たな政策が提起された。彼は盛んにレーニンを引用しながら、ソビエト区内の労働者・農民の中から知識人を生み出すには旧知識人の利用が不可欠であり、過去のように全ての旧知識人に「老ボルシェビキ」たらんことを強制するのは現実的ではないし、このような政策が、教育分野の工作中に一人の旧知識人もいなくなるような現象を生むのである、と過去の政策に全面的批判を加えた。また、旧知識人が反革命性を持っていることで、その利用を躊躇しているという傾向に対しては、それはソビエト運動に対する不信のあらわれだとして、「左」の日和見主義である⁴²⁾と批判した。

これに続き「9.15訓令」も、労働者・農民出身の教育工作幹部を養成するとともに、自ら希望するブルジョア出身の知識人と専門家を教育工作に参加させるように指示し、旧知識人を利用するだけでなく、一部の者には責任のある工作に参加させるよう⁴³⁾に示唆を与えた。この中で、過去の知識人に対する政策を「左」の日和見主義であると断定しているが、これがのちに「知

識分子に対する極左政策」として批判されていることの根拠となっているものであろう。

以上のような経過を経て、10月の教育大会ではこれまでの総括が行なわれた。大会の決議は次のように述べている。

「大会は、過去の旧知識人・専門家に対する政策が誤っており、それによって彼等を教育工作中に参加させていないということを指摘した。特に教師の組織化がなされておらず、そのため小学校教育上に系統的な工作がない。ただちに小学校の教師を組織し始めなければならないし、教師の工作環境を整備し、物質生活を改善し一般大衆の水準にまで引き上げなければならない。最も必要なことは、彼等の知識と技術を向上させ、彼等から普通教育と政治技術教育の知識を引き出すことである」、「大会は、成功裏に旧知識人・専門家と我々が団結し、『左』の傾向である『知識分子をたたくこと⁴⁴⁾』に反対し、同時に階級路線を曲解している右の日和見主義の誤りにも反対しなければならないと考える⁴⁵⁾」

これまでに論じられてきたほぼ全ての要素がこの決議に含まれている。ただ、旧知識人に対する待遇に関しては論争を生んだ。当時、土地政策においては、地主の土地は全て没収の対象であった。これに対し旧知識人の多くが地主等の土地没収の対象となる層の出身者であったため、彼等の待遇に関して二種類の対応があらわれた。一つは、小地主の土地は没収対象からはずしてはどうかというものであり、これに対しては、「ソビエト文化教育政策」の中で凱豊が、「我々は知識人の利用のために、ソビエト区の土地政策に損害を与えるいかなる妥協も許されないと断言した。もう一つは、富農出身の教師への優遇措置に対する中農・貧農層からの抵抗と反発である。これに対しては、あくまで大衆の要望に任せ、どうしても優遇が必要な場合でも、強行しないで大衆を説得して実行するように指示している⁴⁶⁾。これは、当時の土地政策における富農を消滅の対象とみなすのかどうかという論争の反映であり、このように知識人政策は、その出身の多くが地主・富農であっただけに土地政策との関連が深いといえる。

教育大会の決議は、もう一点、知識人の登用の方法についての問題点も指摘している。それは、彼等に責任をとまなう工作をさせるのかということである。これについては、知識人の技術だけを利用しようとすることはやはりソビエトの力を信頼していないからであるとし、彼等を責任ある工作に従事させ、そのうえで逐次改造していくべきである⁴⁷⁾とした。

このように知識人政策は、1933年3月頃から重要な問題として議論が重ねられ、1934年1月の第二回全国ソビエト代表大会においても、同様なことが毛沢東によって再度述べられている⁴⁸⁾。こうして幾度にもわたって旧知識人の利用の必要性和重要性が叫ばれてきたという事実は、逆に、以前には相当な知識人弾圧があったことを物語っている。しかし一方、先に引用した報告における1933年春頃の教育工作の状況にも見られるように、実際少なからず旧知識人が教育工作の支障になっていたのも事実であろう。

しかし、より重要な事実として押えておくべきは、後の解放区とは異なりこのソビエト区においては、旧知識人のイデオロギーの是非を問うことよりも、まず彼等の持っていた知識・技術・経験の必要性がより緊急とされていたということである。解放区以後の中国においては、たびたび知識人の思想性が大きな社会問題としてとりあげられていくのである⁴⁹⁾。

以上のように知識人政策の転換も、1で扱った教育理念と同様に、1933年9月9日の洛甫論文を契機としている。それは、それ以前の教育の停滞と破壊という状況を打ち破るために、旧知

識人の利用を主張するものであった。それは、1934年1月に向け議論を重ねながら政策化されていった。その後1934年半ばぐらいからソビエト区は実質的に崩壊に向う⁵⁰⁾わけであるから、教育大会の決議がどのように実現されていったのかは不明であるが、それでもここで明らかになったことは、「歴史決議」がいう「知識分子に対する極左政策」は、実は1933年10月の教育大会、翌年1月の第二回全ソ大会という全ソビエト規模の大会において批判され、その「極左政策」を改める新たな方針が出されていったということである。

3. 義務教育制度

ソビエト区には、その他のいかなる中国共産党支配時期にも例を見ない「義務教育」制度が存在していたといわれる。ここでは、この「義務教育」制度がいかなる実態であったのかを解明していくことにする。

1931年の「憲法大綱」には、勤労青年を第一の対象とした無償の「普及教育」を施行すべきことが明記されている。この「普及教育」とはこの場合、その対象から考えて「初級教育」と解釈すべきであろう⁵¹⁾。また、一年後、1932年11月7日の毛沢東の報告においても、小学校制度が制定されたことは述べられているが⁵²⁾、「義務教育」制度には何ら言及されていない。潘懋元によれば、1934年2月に制定された「小学校制度暫定条例」以前においては、各地方により制度、課程ともにまちまちであったとされている⁵³⁾。

それでは、「義務教育」という概念があらわれるのはいつなのだろうか。

前出の「文化教育工作決議」の中に、「各級政府はレーニン小学校を復興し、また新たに創設するように努力し、満6歳から16歳までの児童に強迫教育を実行しなければならない⁵⁴⁾」という部分がある。この報告は1933年春の江西ソビエトのものであるが、同時期の閩浙贛ソビエトにおいても、7歳から16歳までの無償の「強迫教育」を実施すべきである⁵⁵⁾とする報告がなされている。ここに記されている「強迫教育」が「義務教育」と同義であると考えてもよいだろう⁵⁶⁾。そうだとすれば、「義務教育」という概念が登場したのは、1933年の春ということになる。この当時ソ連においては、1932年に全連邦規模で初等教育義務化が達成されていた⁵⁷⁾。

この「強迫教育」の実態は、閩浙贛ソビエトの1933年6月24日の次のような報告の中に見ることができる⁵⁸⁾。「断固として、児童の無償の強迫教育命令を実行する。そのため、児童団⁵⁹⁾と友好な関係を結び、彼等を動員してレーニン小学校への就学を普及させ、学校の周辺に一人の末就学児もいないようにしなければならない」

また、1933年11月18日の「郷ソビエトの模範一長岡郷」の中で毛沢東は、学校へ行こうとしない者たちに対し、「生徒たちは、こうした怠けものをつかまえにいき、つかまえてきては罰として庭を掃除させたり、閉じ込めたり、食事をぬきにしたり」するが、そのことは、「大げさなことだし、野蛮なことでもあるが、生徒の間から自発的におこった闘争で、極めて元気はつらつたるものである⁶⁰⁾」と述べている。これ等の報告からもわかるように、「強迫」といっても児童団および生徒自身によるものであった。「強迫教育」、「義務教育」の概念上のことは別としても、実質的にこの程度のものであったことを考えるなら、一概に「義務教育」制度が「公式主義」であったとするのは早計であろう。

このように、各ソビエト独自に実施されていた「強迫教育」が、1933年9月になると中央レベ

ルでの教育制度の確立との関連で問題とされてきた。9月9日の洛甫論文は、「4.15訓令」が17歳以下の「義務教育」について何ら明確に定めていないことを批判し、同時に学制が制定されていないことを指摘している。そして、ソビエト区教育の中心任務は、17歳以下の男女の「義務教育」制度の確立であるとした⁶¹⁾。この論文以後「強迫教育」は、「義務教育」という表現にかわった。洛甫論文に続き「9.15訓令」も、これまで中央教育部が無償初等「義務教育」制度の確立を軽視していたが、今後はその確立が教育工作の急務であり中心任務であるとした⁶²⁾。

以上を踏まえて10月の教育大会の決議では、「ソビエト教育制度の基本原則は、全ての17歳までの男女児童に対し、無償義務教育を実現することである。ただし、戦争という環境を考え本大会は、義務教育を5年に短縮することに同意する。また、義務教育実現以前に、義務教育年限をこえた青年、成人のために、補習学校⁶³⁾・職業学校・中等レベルの学校・専門学校を創設しなければならない⁶⁴⁾」とされた。ここに定められた17歳までの「義務教育」というのは、初等・中等の段階を通してのものとなる。これは、当時ソ連で実施されようとしていた中等教育段階までの義務教育という考え方の影響を受けたもの⁶⁵⁾といえるだろうし、また、ソビエト区内に中等教育が普及していた事実はなく、わずかに師範学校などがあったに過ぎないことを考えるならば、17歳までの「義務教育」というのは確かに理念上だけのものといわざるを得ない。

しかし、但し書きとして述べられているように、現実には5年の「義務教育」の実現がめざされた。これは、3年の初級小学校と2年の高級小学校を合わせた初等教育であり、それまでの初等教育を単に「義務教育」としたに過ぎない。この「義務教育」にしたところで、前述したような「強迫（義務）」の実態を考えるならば、概念上の「義務教育」制度が確立したと見るには無理があろう。またそれは、全ソビエトの学制確立の必要性という面に多分に従属したものであったのではないだろうか。

教育大会における10月22日の凱豊報告も、ソ連の義務教育制度を紹介しながらソビエト区におけるその必要性を説き、「義務教育」以外の学校制度を、明らかにソ連の統一労働学校制度の移入と思われる統一的労働学校にするように主張している⁶⁶⁾。しかし重要なことは、彼にしても「義務教育」を5年に短縮し、それに供し得なかった大衆への救済手段も広くあげていることである。

このように、この教育大会において初めて、全ソビエト的に統一された学校制度の確立へ向けその方針が示された。大会直後の10月24日に毛沢東も、教育制度が確立され始めたことを評価し⁶⁷⁾、ついで翌年1月の第二回全ソ大会における報告では、「義務教育」制度の励行を基礎とし、「中等教育と専門教育とを、初等教育の発展にともなって発展させなければならない、当然、それを教育計画の一部に組み入れなければならない⁶⁸⁾」と、中等教育段階の整備を主張した。

こうして見てくると、「義務教育」に代表されるごとくソビエト区の教育制度の確立には、随所に見られるようにソ連の影響が大きいといえる。また、それが、概念・理念だけの取り込みである部分も多い。しかし、一国家としての教育制度の確立が理念先行であったとしても、むしろ、その理念を明確にすることが各地方の教育政策の基準となっていたのだろうし、実際の政策に対する最大の決定要因になったのが現実の制約に対する柔軟な姿勢であったことを考えれば、1で述べた教育理念の確立とともに、この教育制度確立への動きはソビエト区の教育の大きな指針となったと考えられる。

おわりに

以上述べてきたように、ソビエト区の教育は、1933年9月9日洛甫の「ソビエト政権の教育政策を論ず」が大きな転換点となっているといえる。その内容は、その後の「9.15訓令」も教育大会における決議、凱豊報告も基本的には同じである。そこで、ソビエト区の教育を9月以前と9月以後に分けて整理してみると、「歴史決議」が批判している点は、教育理念に関しては9月以後、知識人政策に関しては9月以前の状況である。また、本論文では触れなかったが、毛沢東は解放区において、ソビエト区の教育制度を外国の制度の単純な輸入だとして、「義務教育」を中心とする単一的制度化に反対している⁶⁹⁾。この点を考慮に入れるなら、教育制度に関しては9月以後の状況を批判していることになる。

しかし、本論文の分析から明らかなように、共産主義の教育という理念の強調と知識人政策の転換、「義務教育」制度の確立の三点は、当時の現実状況とそれぞれ密接な関係があった。共産主義の教育というのは、一見空疎な理念だけのようであるが、当時のソビエト区が置かれていた状況を考えるなら、ソビエト区が存在を明確にする意味で必要だったのであり、その内容である階級教育は、当時の戦争という状況の中から要請されてきたものであった。つまり、共産主義の教育という理念と階級教育という内容は、スローガンとしての役割と現実的役割において表裏一体をなすものであった。「義務教育」制度に関しても現実状況との関連が大きい。国家としての教育制度の確立は希求されていたものであり、そこには安易なソ連の制度の導入がありはしたが、現実的には当時の状況へ妥協していく方向がとられたのは明らかである。初等「義務教育」にしたところで、決してそれまでの初等教育と大差があったわけではない。知識人政策の現実的対応は、まさに以上から要請される初等教育の発展・充実と多様な社会教育⁷⁰⁾に代るべく取られたものであり、現実との極めて密接な関係がある。

このように、各点ともそれぞれの間の、そして現実との整合性は非常に高い。この整合性を単純にイデオロギッシュに切り離してしまうのは現実を無視するものであり、そのような立場に立つソビエト区教育の研究は、決して現実の歴史に肉薄することはできないであろう。

最後に、残される課題として次のことがあげられる。本論文で分析したように、ソビエト区の教育は、社会主義教育の出発点ともいえる様々な要素を含んでいた。これが後の解放区、新中国に大きな経験となっていくのは確かであろうが、特に解放区に与えた影響は大きかったと考えられる。その中でも、「延安整風運動⁷¹⁾」までの解放区教育は、その多くをソビエト区の教育に負っている。したがって、「延安整風運動」における教育分野の詳細な分析のためには、解放区とソビエト区の間を横たわる「長征」という大河を埋める作業が大きな課題となる。

註

- 1) 1937年7月7日から1949年10月1日までの中国共産党支配地域の名称。辺区ともいう。
- 2) 1927年8月1日から1937年7月7日までの間に存在したソビエト政権下の地域の名称。本論文では、「中華ソビエト共和国」(1931.11.7~1934.10)期のものを指す。
- 3) 中心は陝西省の延安
- 4) 中心は江西省の瑞金
- 5) 日中戦争(1937.7.7)を期に、「抗日」のスローガンの下、両党は協力関係に入った。
- 6) 国民党によるソビエト区攻撃作戦。1次から5次まであり、本論文の時期は第4次と第5次にあたる。
- 7) 潘懋元「第二次国内革命戦争時期革命根据地的教育」(『厦門大学学报』1957年第2期)、『中国近代現代

中島：中国ソビエト区（1931～1934）における中国共産党の教育政策

教育史』北京師範大学 1958年、陳元暉『中国現代教育史』人民教育出版社 1979年の三種の他は見当たらない。

- 8) 1933年から1934年11月の瑞金撤退までの間の、王明を指導者とする政治路線。
- 9) 1931年11月7日に中華ソビエト共和国成立を宣言した。
- 10) 1945年4月20日の中共中央六期拡大七中全会での報告。1953年版の『毛沢東選集』には収められているが、それ以後は削除されるなど、不確定要素も多い。
- 11) 『中国共産党史資料集』12巻 勁草書房1972年 p. 247（以下、『資料集』とする）
- 12) 齊藤秋男『中国現代教育史』田畑書店 1973年 p. 93
- 13) 「党の建設問題決議」1931年11月（『資料集』5 p. 438-9）
- 14) 「中華ソビエト共和国憲法大綱」1931年11月（『資料集』5 p. 452）
- 15) (13) に同じ
- 16) 『赤匪文件集編』（11）（以下、『赤匪文件』とする）p. 57（〈陳誠文庫〉）
- 17) 「江西ソビエト政府一年間の活動報告」1932年11月（『資料集』6 p. 159）
- 18) 「中華ソビエト共和国臨時中央政府成立一周年記念に際して全選挙民に宛た 工作報告」（『資料集』6 p. 140）
- 19) 「中華ソビエト共和国憲法大綱」第12条
- 20) 「閩浙贛省蘇文化工作決議案」（『赤匪文件』p.64）
- 21) 「教育取消論」李安葆「瞿秋白と革命根据地的文化建設」（『教学与研究』1980年第3号）
- 22) 『赤匪文件』p. 70
- 23) 張聞天ともいう。第二回全ソ代表大会で中央執行委員，中央人民委員会主席に選ばれた。
- 24) 洛甫「論蘇維埃政權的文化教育政策」（『鬭争』第26期）p. 11-12
- 25) 同上 p. 12
- 26) 同上 p. 12
- 27) B. I. シュウォルツのいう「28人のボルシェビキ」
- 28) 「关于教育工作」（『毛沢東集』4 北望社 p.29）
- 29) 第一回全ソ代表大会（1931. 11. 7）で、毛沢東は、中央執行委員会主席，中央人民委員会主席になっている。
- 30) 瑞金で開催された。
- 31) 「目前教育工作的任務」（『赤匪文件』p.49-50）
- 32) 「蘇維埃文化教育政策」（1933. 10. 22）（『赤匪文件』）
- 33) 同上 p. 17
- 34) 同上 p. 17-18
- 35) 「日本帝国主義の満州武力占領事変についての決議」1931年9月22日
- 36) 中島勝住「『解放日報』に見る陝甘寧辺区の教育」（1978年京都大学教育学部修士論文）参照
- 37) 「支那・赤色の首都瑞金」（『国際評論』昭和7年12月号 p. 229-230）
- 38) 1937年に4万人だった党员が1940年には80万人にもなった。
- 39) アンチ・ボルシェビキ団の略称。国民党がソビエト区内に組織していたスパイ団。
- 40) 「文化教育工作決議」（〈陳誠文庫〉）p.96
- 41) 『赤匪文件』p. 69
- 42) 洛甫前掲論文 p. 16-17
- 43) 前掲「关于教育工作」p. 30
- 44) 原文は「吃知識分子」
- 45) 前掲「目前教育工作的任務」p. 52-53
- 46) 凱豊前掲報告 p. 40-41
- 47) 同上 p. 52-53
- 48) 「第二回全国ソビエト代表大会における中央執行委員会の報告」（『資料集』7 p. 87-88）
- 49) 1942年の「延安整風運動」，1957年の「反右派鬭争」，1966年の「文化大革命」，などに見られる。
- 50) 1934年10月中旬，党中央と紅軍主力は瑞金を出て長征の途についた。なお，11月10日に国民党軍は瑞金

京都大学教育学部紀要 XXVIII

に入城した。

- 51) 「中国人民政治協会議共同綱領」(1949. 9. 29) の47条に、「有計画有步驟地実行普及教育，加強中等教育[・]和高等教育」とあることから推測できる。
- 52) (18) に同じ。
- 53) 潘懋元前掲論文 p. 53
- 54) 前掲「文化教育工作決議」p. 99
- 55) 『赤匪文件』p. 76-77
- 56) 『碎海』教育，心理分冊の「義務教育」の項参照 p. 15
- 57) 「初等義務教育について」(1930. 8. 14)によって法的に確定した。
- 58) 「閩浙贛省蘇七・八両月文化教育工作的突擊計画」(『赤匪文件』p. 103)
- 59) 8歳から15歳までの貧苦児童が参加し，様々な社会活動を行なう。詳しくは，潘懋元前掲論文 p. 57を参照のこと。
- 60) 『資料集』6 p. 475
- 61) 洛甫前掲論文 p. 14
- 62) (28) に同じ。
- 63) 「夜校」ともいい，成人のための，識字を中心とする教育機関。ソビエト区では最も一般的な形態であった。
- 64) 前掲「目前教育工作的任務」p. 50-51
- 65) 「小学校と中学校の教授プログラムと生活規則について」(1932. 8. 25)で，1919年党綱領教育条項(17歳未満の無償義務教育)の実現を目指した。
- 66) 凱豊前掲報告 p. 23
- 67) 「中華蘇維埃共和国臨時中央政府成立兩周年紀念对全体選民的工作報告書」1933年10月24日(『毛沢東集』4 北望社 p. 106-107)
- 68) 『資料集』7 p. 89
- 69) 中島前掲論文参照。
- 70) 夜校，識字班(夜校と異なり時間が固定しない)，倶楽部(自発的教育の組織)，など。
- 71) 1942年2月1日に開始された党内教育運動であり，最終的には党外の人々をも巻き込んだ。中国の「大衆運動」の原型ともいわれる。

(本研究科博士後期課程)